

随意契約理由書及び比較見積り省略理由書

工事名：田尻漁港海岸 田尻川排水機場 自家発電設備改良工事

田尻川排水機場は、田尻町域の排水施設として、台風による高潮または地震による津波発生時に内水による浸水を防止するため、強制的に排水を行うことにより当該町域における府民の生命・財産を守る重要な役割を果たす施設であり、安全で確実な運転を行うため施設の機能維持を適正に行う必要があります。

今回工事を実施する自家発電設備は供用後 27 年が経過しており、長寿命化計画に基づく整備を行うものであります。

当該自家発電設備は、商用電源からの電源供給が停止した際に自動で起動し、排水ポンプ等の運転、制御、監視のための電源確保を行い、適正な排水能力を発揮できるようシステム設計されたものであり、施工に当たっては自家発電設備に関する固有の技術能力、詳細な設計資料やシステム情報が必要であります。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該自家発電設備の設計、製作、据付を行った株式会社明電舎からメンテナンス業務を移管された株式会社明電エンジニアリング以外にいないため、同社大阪営業所より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、大阪府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、株式会社明電エンジニアリング大阪営業所でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。